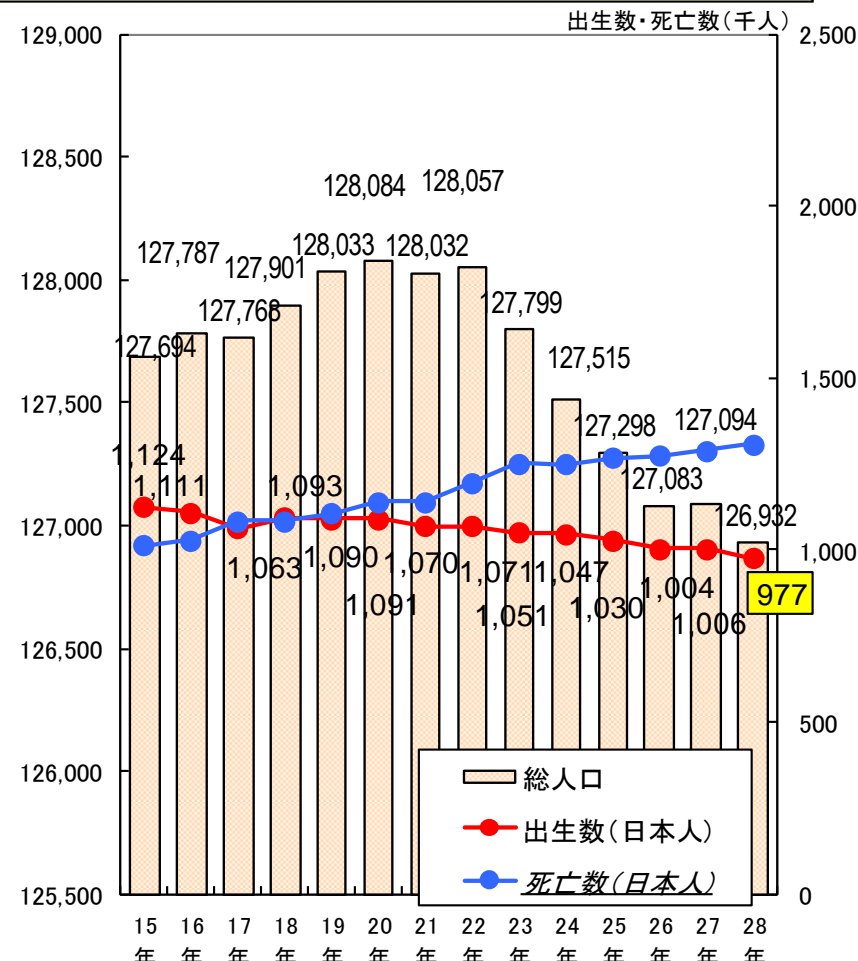
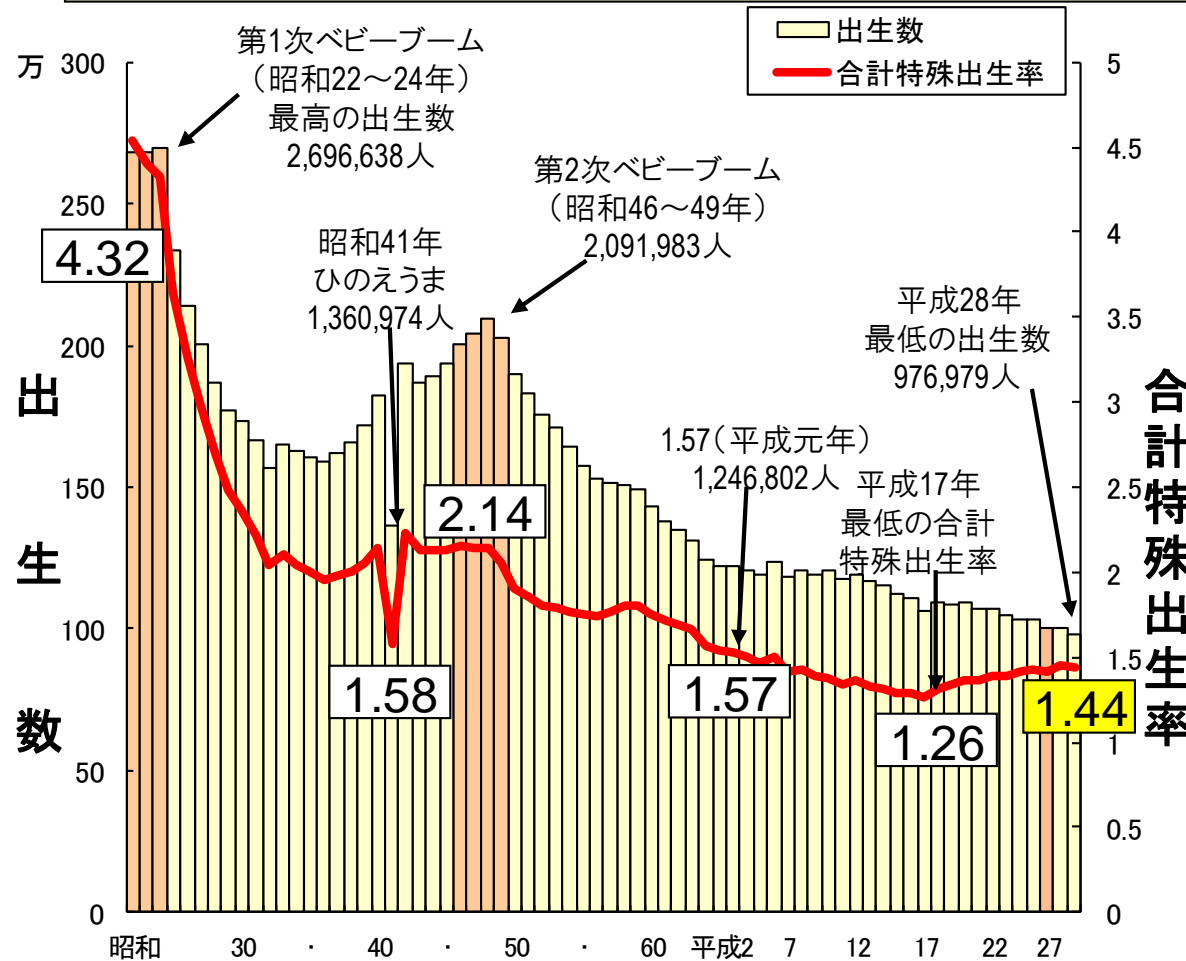


# 少子化の進行と人口減少社会の到来

平成29年7月5日資料3

- 平成28年の出生数は97万6979人で、過去最少であった。合計特殊出生率は平成17年に1.26を底として、やや持ち直しの傾向が見られる。
- 平成17年には死亡数が出生数を上回り、我が国の人口は減少局面に入った。



資料: 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口推計」

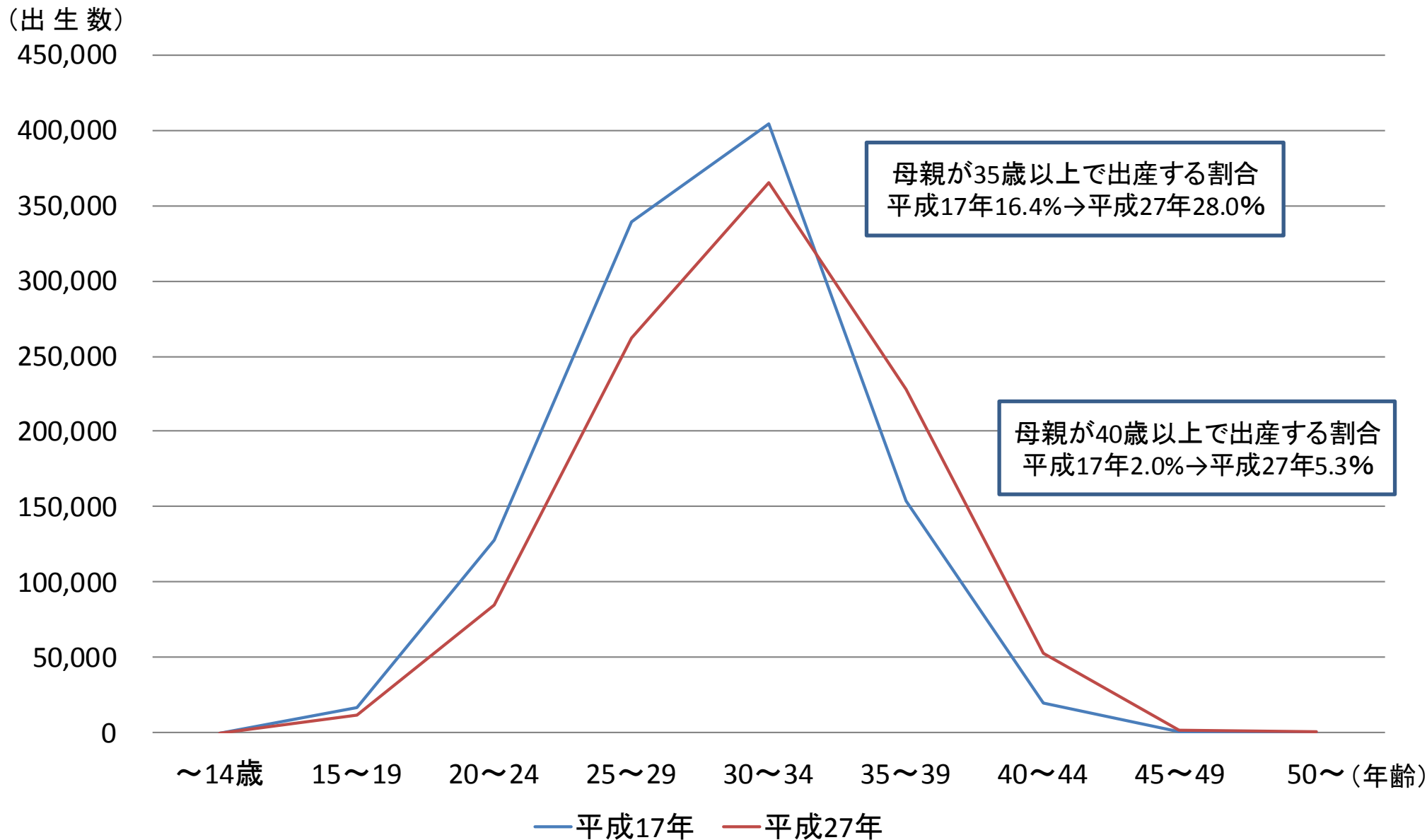
注1: 出生数及び死亡数については、日本における日本人の数値

注2: 総人口については、日本における外国人を含む。

注3: 総人口の増減は、自然増減(出生数及び死亡数)のほか、社会増減(国内外の流入・流出)等を含む。

# 母親の年齢（割合）の推移について

- ・近年、35歳以上で出産する者が増加傾向にある。



## 不妊治療の実施医療機関の指定について

- 医療機関の指定等にあつては、都道府県等の長は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定する。  
 なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、厚生労働省の実施要綱の指定要件に関する指針を踏まえ、日本産婦人科学会が定めた会告等を参考にする。

	厚生労働省	日本産婦人科学会
通知等	(実施要綱) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針	(会告) 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解

### 1. 生殖補助医療の実施登録施設の義務

義務		①日本産婦人科学会に登録 ②学会が示す施設、設備、要員に関する基準を満たす ③実施した症例の報告 ④マニュアルの整備、症例の保存・管理 ⑤安全に支障を来した際には、問題を正確に学会に報告
----	--	---

### 2. 施設・設備

施設・設備	設置	設置
	①診察室・処置室（併用可） ②採卵室・胚移植室（手術室仕様） ③培養室・凍結保存設備	①採卵室・胚移植室（手術室仕様） ②培養室・凍結保存設備
	設置が望ましい	設置が望ましい
	①採精室 ②カウンセリングルーム ③ 検査室	①採精室 ②カウンセリングルーム ③ 検査室

### 3. 人員配置

実施責任者（1名）	配置	配置
実施医師（1名以上）	配置（実施責任者と同一人でも可）	配置（実施責任者と同一人でも可）
看護師（1名以上）	配置（全業務のうち半分程度以上不妊治療に従事している者）	配置（不妊治療等の知識、技術を習得した者）
胚を取り扱える技術者	配置（医師あるいは、いわゆる胚培養士）	配置（医師あるいは、いわゆる胚培養士）
泌尿器科医師	配置が望ましい	連携が望ましい要員
コーディネーター	配置が望ましい	連携が望ましい要員
カウンセラー	配置が望ましい	連携が望ましい要員

### 4. 委員会

倫理委員会	設置が望ましい	設置
安全管理委員会	設置	設置

# 不妊専門相談センター事業

## ○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

## ○ 対象者 …… 不妊や不育症について悩む夫婦等

## ○ 事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

## ○ 実施担当者 …… 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

## ○ 実施場所 (実施主体: 都道府県・指定都市・中核市)

全国65か所(平成28年7月1日時点) ※自治体単独(5か所)含む

主に大学・大学病院・公立病院24か所(37%)、保健所18か所(28%)において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) 不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

## ○ 予算額等

平成29年度予算 146百万円(基準額474,500円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

## ○ 相談実績

平成27年度: 20,623件(内訳: 電話10,316件、面接7,305件、メール1,600件、その他1,402件)

(電話相談) 医師13%、助産師45%、保健師23%、看護師7%、心理職等12%

(面接相談) 医師40%、助産師28%、保健師11%、看護師4%、心理職等17%

(相談内容) ・費用や助成制度に関すること(7,476件) ・不妊症の検査・治療(5,711件) ・不妊の原因(1,736件)

・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,615件) ・家族に関すること(1,394件) ・不育症に関すること(852件)

・主治医や医療機関に対する不満(796件) ・世間の偏見や無理解による不満(549件)

# 不妊専門相談センター等の実施状況

(平成28年7月1日時点：母子保健課調べ)

	都道府県	不妊専門 相談セン ター	不育症 相談
1	北海道	○	○
2	青森県	○	○
3	岩手県	○	○
4	宮城県	○	○
5	秋田県	○	×
6	山形県	○	○
7	福島県	○(※)	○(※)
8	茨城県	○	○
9	栃木県	○	○
10	群馬県	○	○
11	埼玉県	○	○
12	千葉県	○	○
13	東京都	○	○
14	神奈川県	○	○
15	新潟県	○	○
16	富山県	○	○
17	石川県	○	○
18	福井県	○(※)	○(※)
19	山梨県	○	○
20	長野県	○	○
21	岐阜県	○	○
22	静岡県	○	○
23	愛知県	○	○
24	三重県	○	○
25	滋賀県	○	○
26	京都府	○	○
27	大阪府	○	○
28	兵庫県	○	○
29	奈良県	○	×
30	和歌山県	○	○
31	鳥取県	○	○
32	島根県	○	○
33	岡山県	○	○
34	広島県	○	○
35	山口県	○	○
小	計	35	33

	都道府県	不妊専門 相談セン ター	不育症 相談
26	徳島県	○	○
37	香川県	○	○
38	愛媛県	○	×
39	高知県	○	×
40	福岡県	○	○
41	佐賀県	○	○(※)
42	長崎県	○	○(※)
43	熊本県	○	○(※)
44	大分県	○	○
45	宮崎県	○	○
46	鹿児島県	○	○(※)
47	沖縄県	○	×
小	計	12	9

	指定都市	不妊専門 相談セン ター	不育症 相談
48	札幌市	○	○
49	仙台市	×	×
50	さいたま市	○	○
51	千葉市	○	○
52	横浜市	○	○
53	川崎市	○	○
54	相模原市	○	○
55	新潟市	×	×
56	静岡市	×	×
57	浜松市	×	×
58	名古屋市	×	○(※)
59	京都市	○	○
60	大阪市	×	×
61	堺市	○	○
62	神戸市	×	×
63	岡山市	×	×
64	広島市	×	×
65	北九州市	○	○
66	福岡市	○	×
67	熊本市	×	×
小	計	10	10

	中核市	不妊専門 相談セン ター	不育症 相談
68	旭川市	×	×
69	函館市	×	×
70	青森市	○	×
71	盛岡市	×	×
72	秋田市	×	×
73	郡山市	×	×
74	いわき市	×	×
75	宇都宮市	×	×
76	前橋市	×	×
77	高崎市	×	×
78	川越市	○	○(※)
79	越谷市	○	○
80	船橋市	×	×
81	柏市	×	×
82	八王子市	×	×
83	横須賀市	×	○(※)
84	富山市	×	×
85	金沢市	×	×
86	長野市	○	○
87	岐阜市	×	×
88	豊田市	○	○
89	豊橋市	×	×
90	岡崎市	×	×
91	大津市	○(※)	○(※)
92	高槻市	×	×
93	東大阪市	×	×
94	豊中市	×	×
95	枚方市	×	×
96	姫路市	×	×
97	西宮市	×	×
98	尼崎市	×	×
99	奈良市	×	×
100	和歌山市	○(※)	○(※)
101	倉敷市	×	×
102	福山市	×	×
小	計	7	7

	中核市	不妊専門 相談セン ター	不育症 相談
103	呉市	×	×
104	下関市	○(※)	○(※)
105	高松市	×	×
106	松山市	×	×
107	高知市	×	×
108	久留米市	×	×
109	長崎市	×	×
110	佐世保市	×	×
111	大分市	×	×
112	宮崎市	×	○(※)
113	鹿児島市	×	×
114	那覇市	×	×
小	計	1	2

合	計	65	61
---	---	----	----

うち自治体単独(※)		5	13
------------	--	---	----

(※) は自治体単独実施

# 日本とフランスの婚姻制度の比較(未定稿)

	日本		フランス		
	結婚	事実婚	結婚	民事連帯契約(PACS) (Pacte civil de solidarité パックス)	同棲 (Union libre ユニオンリーブル)
手続き	結婚する際には婚姻届の提出。 離婚する際には離婚届の提出(協議離婚可能)。	手続きは不要。 (住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」と記載)	<u>入籍の際には、多くの書類が必要であり、時間もかかる。</u> <u>協議離婚はできず、裁判所を通す必要がある。</u>	<u>相互の権利と義務について定めた契約書を作成し、裁判所に提出し公証してもらう。</u> <u>契約破棄(離婚に相当)は、両者の同意は不要で一方からの通告のみでよい。</u>	手続きは不要。
生活費分担義務	義務	義務	義務	義務	法的な義務なし
子供	母親の夫が法律上父親	父親になるために子供の認知が必要	母親の夫が法律上父親	父親になるために子供の認知が必要	父親になるために子供の認知が必要
財産	共同で築いた財産は共有財産	共同で築いた財産は共有財産	(特別な取り決めをしない限り)共同で築いた財産は共有財産	(特別な取り決めをしない限り)個別財産	お互いの協議できる
税	個別で税申告 配偶者控除可	配偶者控除不可	共同課税	分離課税、共同課税を選択可	別々に申告
相続	自動的に相続権利発生	遺言で指名必要	自動的に相続権利発生	遺言が必要	遺言が必要
遺族年金	受け取れる	法律上の配偶者がいなければ受け取れる	受け取れる	不可	不可

# 諸外国における事実婚の概要について(未定稿)

	日本	アメリカ (ニューヨーク市)	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
事実婚に関する法律	なし	あり Domestic Partnership Law	なし	あり Articles 515-1 a`515-7 du code civil	なし	あり Cohabitees Act (2003:376)
法律に規定された権利・義務関係		結婚とほぼ同じ。 (遺産相続権、所得税の控除を除く。)		裁判所に提出した契約書の内容に準ずる。		同居を開始(同じ住民票に名前を記載)した時点から、同居解消後の住居の折半義務が発生する。
手続き	なし  (住民票記入の際、「妻(未届)」とする。)	あり  (申込書に記入し、IDを提示した上で、市に申請する。)	なし  (同居解消後のトラブルを防止するために、任意で契約を結ぶ場合がある。)	あり  (契約書を作成し、裁判所(市庁舎)に提出。公証人が必要。)	なし  (住居に関する法律により、パートナーの死後、同じ家に住み続けることができる。)	なし  (同じ住民票に名前を記載するのみ。住居の折半義務を回避するために、任意で契約を結ぶ場合がある。)